

# アクションプログラム第3回改定素案への委員意見

(第2回審議会)

項目	意見・質問(要約)	旭川市の考え方
1-1	企業の規模の大小もありますが、体制を確保する上ではこれ以上数が減ると厳しくなってくると思います。	
1-1	高齢化は除雪機械のオペレータも排雪ダンプのドライバーも同じ状況です。ダンプの仕事は、土木の仕事から雪の運搬に続きますので、ある程度通年で安定的な稼働がないと、人材の確保は難しいと思います。	安定した除排雪体制の維持に向けては、今後も除雪業務の通年化や最低補償制度の見直し、業務体制の更なる見直しなどの取組について検討を進めていきます。
1-1	40歳未満のオペレータの割合を増やしていくとの目標があり、年齢構成を見るとより高齢化が進まず、維持できていると思います。人材の定着に向け働く環境を整えてもらいたいと思います。	
1-1	委託する企業がなくなって困らないよう、例えば雪が少ない年は災害に備えて避難場所経路を除雪するとか、体制を維持できるよう業務量も調整できれば良いと思います。	本市の除雪業務では、労務賃金の6割と除雪機械の維持に必要な固定経費相当額として、当初設計数量の9割を最低補償しています。仕様書で業務内容を規定しており、降雪量に応じて業務量を追加することは難しいですが、引き続き除排雪体制の維持に向けた経費等の見直しについて検討を続けていきます。
1-3	個人の住宅の敷地内に小さな除雪車で子どもの身長よりも雪を高く積み上げていて、非常に見えにくいところがあります。子どもたちの安全のため、通学路で危険なところについて、市から雪を取り除くよう言うことはできないのでしょうか。	通学路の除雪については、学校から危険箇所の情報をもらい作業しています。個人の敷地内の雪山については、情報提供があるので低くするようお願いすることはできますが、指導は難しいところです。
1-3	通学路の安全確保については、例えば学校が危険だと判断した場合の対応についてなど、今回の改定に入れ込むかも含め、事務局で検討してもらいたいと思います。	通学路の安全確保については、安全マップの調査を含め危険箇所の情報提供を随時受けながら実施しており、個別具体的な取組については計画には盛り込みず、毎年度の実績調査において整理することとします。
1-5	近場の雪堆積場の確保を図ってほしい	雪堆積場については、効率的な排雪作業を行うため、地区内もしくは近接する地区的雪堆積場を使用できるよう行っているところであり、今後も地区ごとにバランスの取れた雪堆積場の確保に努めていきます。
1-5	市民開放の雪堆積場については危険な車もたくさん走っているので受入管理をしっかりした方が良いと思う。	市民開放の雪堆積場への搬入や管理を行う企業から、道路の排雪以外の民間の搬入車両における過積載など違法車両の通行に関する意見があることを踏まえ、令和5年度に旭川運輸支局及び旭川地区トラック協会と共同で、過積載防止やマナー向上にかかるチラシを利用者に配布したところです。今後も、こうした取組を継続して実施するなど、啓蒙活動に努めていく考えです。
1-5	流雪溝が利用されず雪山ができているところが散見され、もったいないと感じます。利用率を上げることを新たに目標としていますが、どのように上げていく考えなのでしょうか。	平成29年度の利用率調査では46%で、新築建物やアパートにチラシを投函するなどPRを行った結果、昨年度の調査では52%に上昇しました。条通ごとに利用率が大きく異なり、町内会長を会員とした流雪溝の協議会もありますので、利用の呼び掛けやルールの徹底について説明しているところです。

## アクションプログラム第3回改定素案への委員意見

項目	意見・質問(要約)	旭川市の考え方
1-5	雪押し場としての公園の利用は年々増えていて、除雪機械は使用できずママさんダンプで運ぶなどの制限はありますが、地域の方に喜んでもらっています。	
1-6	昨今、気象系の情報提供は精度が上がっています。うちの研究所でも吹雪の視界情報という名称で24時間先までの吹雪、視界の状況を予測し公開しています。しっかり活用しながら、除雪、道路管理をすると良いと思います	
2-2	地域除雪活動を増やすにしても、その活動が理解されなければ増えてはいかないので、活動を紹介し知ってもらうという定性目標を定めることはとても良いことだと思います。	
2-3	宅地内の雪を道路上に出すことが悪いことだと分かっていてもやっているという実態があると思います。小学校など教育の場に働きかけて、雪を出したら駄目だと子どもから大人に伝えてもらうことも1つの手法だと思います。	小学生を対象に、除雪・排雪の基準や作業方法、冬のルールやマナーについて学んでもらう除雪教室を毎年開催しており、今後も継続して実施していく考えです。
3-1	高齢者は骨粗鬆症などにより外出のリスクがとても高くなっているので、歩道・車道のロードヒーティングや除雪作業は、外出の機会を確保する、生活を守るといった上でとても大事だと思います。	
3-2	福祉による除雪は、道路から門までの間口除雪、社会福祉協議会で行っている玄関から門までの敷地内除雪、地区社協などで取り組んでいる無償ボランティアの3つあります。札幌では一体化することで、一般就労にはつながらなくても活動者の実費弁償としてある程度の収入を得て社会参加している事例もあり、そういったところも福祉除雪の役割としてあると思うので、一体化することで担い手の確保につながればいいと思います。一方で、除雪の担い手を増やすことで、高齢者の方たちが自分でできるところも誰かにお願いして、結果的に体力の低下につながってしまう懸念もあるので、支援が必要なのか否かということも考えていく必要があると思います。	意見については、関係課と共有します。
3-2	災害ボランティアについても考えていく必要性を感じています。昨年度の帯広のような状況で、家から出られなくなったときに何が必要なのかを学び、周知啓蒙することも今後必要になるのではないでしょうか。	意見については、関係課と共有します。
4-1	子どもの成長は早く、スキーやスケートの用具を都度揃えるのは保護者の負担が大きいので、用具の貸出しができれば良いと思います。私の地域の小学校で昨年から不要になった用具の交換会を始めたところ、ほとんどのものは引き取ってもらえ、ニーズも高いと感じます。大雪アリーナや花咲のスケートリンクについて、市内の子どもに限り無料にすると、利用率も上がると思います。	旭川駅前のゆっきリンクでは無料でスケートを利用することができます。用具の貸出しの意見については関係各所と共有します。

# アクションプログラム第3回改定素案への委員意見

(意見調書)

項目	意見	旭川市の考え方
1-1	安定的な除排雪体制には、除雪業者はもちろんだが、それに深くかかわるダンプ事業者、警備事業者などが必要になっている。旭川市内のダンプ事業者(トラ会員)約58社(約500台)中、約29社(約150台)は建設業をもたない、いわゆる背中での営業会社では、天候、降雪量によって稼働が変動する。警備業者も、降雪量により変動する業種なので、最低補償制度は除雪業者だけでなく、これらの事業者にも対応出来る制度にして頂きたい。※台数については概算です。除排雪業務にかかわる業種への最低補償制度の充実(5月の意見でも提出したが、補償をもらっているのは除雪事業者だと思います)	本市の除排雪業務については、業務委託契約を締結するJV(構成員を含む)に加え、除雪作業の下請けや排雪ダンプ、警備など多くの事業者が携わっていることから、安定した除排雪体制を確保するため、契約に最低補償制度を盛り込むとともに、受託者に適正な労務賃金や下請け企業への代金の支払いについて毎年要請を行っているところです。 なお、最低補償は当該業務委託にかかる制度につき、本市と契約を締結していない事業者に直接補償することはできませんので御理解願います。
1-5	市民開放雪捨場について、事業系(過積載など違法車両が多い、近い所から早期に閉鎖になる)と市民個人の受入場所を別にしたらどうか。管理・捨場所の確保等問題もあるが、市民が活用しやすい近場の捨場を設けることにより、個人での排雪・除雪車両の貸出、ボランティアの活動も活発になるのではないか。	市民開放の雪堆積場への搬入については、近場の堆積場の開設についての市民要望が毎年多く寄せられています。雪堆積場の確保・管理が困難になる恐れがあること、また、市民個人の判断をどのように行うかなどの問題があることから、事業者と市民個人の受入を別にすることは難しいものと考えます。
1-6	暴風雪・豪雪への備えで、異常気象時の短時間降雪による緊急時の指揮系統はぜひ旭川市主導で行ってもらいたい。取組の中で平時から関係機関との連携はとれていると思うが、いざ災害になれば、それぞれの道路管理者が、事業者に指示を出すようになると思うので、收拾がつかなくなるのではないか。	除排雪車両の出動は、国道、道道、市道でそれぞれ基準や受託事業者が異なるため、国及び北海道との道路除排雪に関する協定に基づき排雪時期の調整など連携を図っており、昨年度の十勝地方での大雪時における応援体制について情報共有を行うなど、緊急時の連携強化に取り組んでいます。
3-2	除雪の担い手・ボランティア確保の為、参加者・希望者にはインセンティブとして、カムイスキーリンクス・旭山動物園・サイパル入場料・リフト利用料金などの無料・割引券を発行することは出来ないか。雪のイベント・雪のスポーツにも参加しやすくなるのではないか。	個別の取組については、「雪対策基本計画アクションプログラム実施状況報告」において整理します。 意見については、関係課と共有します。
2-2	(1)市民協働による地域除雪活動の推進 <目標値の考え方> 旭川市社会福祉協議会ではなく、地区社会福祉協議会への修正が必要	地域除雪活動の推進には旭川市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会両方の取組があることから、旭川市を削除し「社会福祉協議会」のみの記載に修正します。
3-2	(1)地域除雪活動の推進 ①取組内容 ②<目標値の考え方> ①②ともに、社会福祉協議会ではなく、地区社会福祉協議会への修正が必要かと思われます	基本計画「3-2 除雪の担い手不足の解消」で、地域除雪活動の充実の取組に社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を記していること、除雪の担い手は福祉除雪ボランティアマッチング事業の実施も関連することから、原文どおりとします。
3-2	(2)自助・共助の機能強化 取組内容 社会福祉協議会ではなく、地区社会福祉協議会への修正が必要かと思われます	



## アクションプログラム第3回改定案への庁内修正意見

	該当箇所	修正内容
1	<p>1-5-(6) 宅地内の雪処理施設の普及</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・目標: 住宅雪対策補助制度の利用を進めます</li><li>・&lt;目標数値の考え方&gt; 本制度は、冬期の除雪労力の負担軽減や敷地内の雪処理の円滑化のため、新たに融雪施設(融雪槽・融雪機、ロードヒーティング)を設置する場合に、その費用の一部を補助するものです。宅地からの民間事業者による雪堆積場への排雪量の減量化とともに、間口の雪処理による道路環境の改善にも繋がることから、利用の促進に努めますが、目標とした件数分の予算の確保が不透明なことなどから、数値目標は定めないものとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標を「家庭用雪処理施設の普及を図ります」に修正</li><li>・目標数値の考え方を次のとおり修正 家庭用の融雪施設の設置は、冬期の除雪労力の負担軽減や敷地内の雪処理の円滑化に加え、宅地からの民間事業者による雪堆積場への排雪量の減少や、間口の雪処理による道路環境の改善にも繋がることから、住宅雪対策補助制度の実施など、その普及促進を図るとともに、市民ニーズの把握や社会情勢も踏まえながら、より効果的な取組となるよう検討していきます。</li></ul> <p>※ 3-3-(1)除雪弱者への支援制度の推進も同様に修正実施</p>
2	<p>1-6-(4) 気象情報システム活用の検討 《主な取組の工程表》 気象情報システムの活用と既存のシステムとの連携</p>	様々な気象情報システムの情報収集と有効活用、本市除雪関連システムとの連携に修正